

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。
3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、これを解任したときは、届け出る必要はない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。
5. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便を阻害している事実があると認められた場合に限り、事業改善を命ずることができる。

6. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。
7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。
8. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡したときは、すみやかにその旨を家族に通知し、遺留品を保管しなければならない。
9. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、当該運転者に係る乗務員台帳を保存しておく必要はない。
10. 旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
11. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。
12. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては二年とする。（ただし、検査対象軽自動車は除く）
13. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の（ ）を受けなければならない。
[A. 承認 B. 許可 C. 免許]
15. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに（ ）を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない

ならない。

[A. 就業規則 B. 運行管理規程 C. 運送約款]

16. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を（ ）結果を生ずるような競争をしてはならない。

[A. 助長する B. 阻害する C. 確保する]

17. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その（ ）前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

[A. 三十日 B. 六十日 C. 九十日]

18. 旅客自動車運送事業者は、（ ）の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

[A. 経営の責任者 B. 事業の責任者 C. 運行の責任者]

19. 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して、（ ）、弁明しなければならない。

[A. 誠実に B. 時間を定めて C. 遅滞なく]

20. 旅客自動車運送事業者は、（ ）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

[A. 運転が可能な B. 集中力が欠落した C. 酒気を帯びた]

21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を（ ）により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

[A. 乗務記録 B. 運行記録計 C. 運行指示書]

22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、（ ）に運行指示書を作成しなければならない。

[A. 運転者ごと B. 車両ごと C. 運行ごと]

23. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める（ ）に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

[A. 自動車の運転 B. 事業計画 C. 運行管理]

24. 旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の

運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた（ ）を受けさせなければならない。

[A. 指導教育 B. 健康診断 C. 適性診断]

25. 旅客自動車運送事業の（ ）は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第24条の点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

[A. 代表者 B. 運行管理者 C. 従業員]

26. 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、（ ）運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

[A. 新たに雇い入れた B. 新たに就任した C. 新たに選任した]

27. 自動車運送事業の用に供する自動車は（ ）ごとに定期点検整備をしなければならない。

[A. 三ヶ月 B. 六ヶ月 C. 一年]

28. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

[A. 十日 B. 十五日 C. 三十日]

【数字記入問題】

以下の各設問の（ ）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ）年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

30. 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）は、（ ）ヵ月以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法3条）道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。（×）
- 2.（運送法21条）一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。（○）
- 3.（運送法22条の2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（×）
- 4.（運送法25条）一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。（○）
- 5.（運送法31条）国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められるときは、事業改善を命ずることができる。（×）
- 6.（運輸規則3条）旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。（○）
- 7.（運輸規則10条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。（○）
- 8.（運輸規則19条）旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡したときは、すみやかにその旨を家族に通知し、遺留品を保管しなければならない。（○）
- 9.（運輸規則37条2項）旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

ならない。(×)

10. (運輸規則38条) 旅客自動車運送事業者は、六十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。(×)
11. (運輸規則47条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(×)
12. (車両法第61条1項) 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては一年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)
(×)
13. (車両法施行規則第32条1項2号) 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(○)
14. (運送法4条) 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の(B:許可)を受けなければならない。
15. (運送法12条) 一般旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。)は、運賃及び料金並びに(C:運送約款)を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
16. (運送法30条2項) 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を(B:阻害する)結果を生ずるような競争をしてはならない。
17. (運送法38条) 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その(A:三十日)前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
18. (運輸規則第2条の2) 旅客自動車運送事業者は、(A:経営の責任者)の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
19. (運輸規則第3条) 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して、(C:遅滞なく)、弁明しなければならない。
20. (運輸規則21条4項) 旅客自動車運送事業者は、(C:酒気を帯びた)状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

- 2 1. (運輸規則 2 6 条) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を (B: 運行記録計) により記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。
- 2 2. (運輸規則 2 8 条の 2) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、(C: 運行ごと) に運行指示書を作成しなければならない。
- 2 3. (運輸規則 3 8 条 1 項) 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める (A: 自動車の運転) に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。
- 2 4. (運輸規則 3 8 条 2 項 2 号) 旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた (C: 適性診断) を受けさせなければならない。
- 2 5. (運輸規則 4 8 条 1 項 6 号) 旅客自動車運送事業の (B: 運行管理者) は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第 2 4 条の点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- 2 6. (運輸規則 4 8 条の 4) 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、(C: 新たに選任した) 運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であつて国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。
- 2 7. (車両法 4 8 条) 自動車運送事業の用に供する自動車は (A: 三ヶ月) ごとに定期点検整備をしなければならない。
- 2 8. (車両法 5 2 条) 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から (B: 十五日) 以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。
- 2 9. (運送法 8 条) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、(5) 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 0. (運輸規則 3 6 条) 旅客自動車運送事業者 (個人タクシー事業者を除く。) は、(2) ヶ月以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。